

學界展望

中國の封建社会への展望

池田 誠

中世社会すなわち歴史的範疇としての中世的封建社会は、基本的には領主的地主と農奴的小農民との階級的對抗關係を基礎として成立している。かような中世的階級關係は具体的には土地所有制度を通じて行われる支配と隷屬の關係として現われる。封建制度とはとりもなおさずかゝる土地所有制の上に、土地所有者（領主層）が農民を支配し、農民から恒常的に直接的に地代を收取する一つの社会制度である。封建社会の本質的な徴証としてわれわれは次の三つの点を挙げる事ができる。すなわち（一）自給自足的自然經濟を原

則とし（二）領主的地主が大部分の土地を所有し小農民は地主から土地を借りて耕作し、彼ら自身農具その他或程度の生産手段を所有して独立的農業經營を行う。（三）地主は自己の所有地の生産性を維持し、恒常的な地代收取を確保するために、農民を土地に緊縛し種々の經濟外強制を加えることによつて農民を自己の隷屬民化する。封建社会の以上のような再確認が今一度こゝに持ち出されなくてはならないのは、現在中國の封建社会の問題が一つには理論的な課題として、一つには実践的な対照として提起されて來ているからに他ならない。即ち現在かような法則性を中國の具體的歴史過程の中に発見し、それを中國史の

中に中世史として設定するための多くの問題提起と実証的研究が為された。このことは最近の中國史研究における偉大な業績であるとともに、更に新しい一層の前進を要求している。こゝでは中國中世史の諸問題から特に中心的な二つの問題を選び、それを中心に最近の成果と課題について考えてみたいと思ふ。こゝに中世社会の法則性を挙げたのは、かような法則性が諸民族の具體的歴史過程の中で、運動の多様性をもつて展開されているためにはかならない。すなわち封建社会はそれぞれの民族的多様性をもつて展開された。中世社会が成立して行く諸形態はその前提条件をなすところの古代社会の諸事情に制約される。中世は諸民族のもつ古代社会内部の政治的、階級的諸關係の特殊な在り方に制約されつゝ多様な歴史的現象を通じて形成されてくる。このことはすでに石母田正氏が「中世史研究の起点」（『日本史研究入門』一九四九・四・二八）において東洋的古代国家の封建社会への二つの道として問題を提起した。日本の場合、封建社会は東洋的古代国家形態を克服解体せしめることによつてのみ成立し

えた。中国の場合、隋唐帝国が古代国家という前提のもとに、唐宋五代の変革期において古代的統制の世族貴族の広汎な没落が見られ、古代末期的なのさまざまな政治的徴証が見出されるにも拘らず、封建的政治形態を創出すべき階級が独自の政治勢力として結集されてこない。このことは唐、宋の地主的領主制における奴隸的收取関係の強固な残存、即ちその古さが、地主を中世的政治勢力として明確に浮上らせることなく、従つて一方では封建的小農民の階級支配の上に立ちつつもそれとともに古代権力の打倒に立ち向う武士的領主層を生長せしめなかつた。更にこの事から一応分権的な軍閥権力を生み出しつつも、それが封建的権力として現われず古代的権力の再生産に終るのであり、こゝに封建的アナキをもたぬ中国の封建社会への道があつたのではないかという問題が出された。

従つて第二に、以上のような階級関係の特殊性、中国における領主制の特殊な在り方が封建的領主層による階級支配の公的機構としての中世的国家形態を規定し、宋朝の中央集権的官僚制による統一国家を生み出してく

る。かような形式を通じて領主的地主階級は農民支配を實現する。宋朝の統一国家は、単なる古代的形態の残存としてではなく、中国的な封建的關係の必然の産物であり、まさに中世的国家権力の一形式ではないかという問題が提起せられる。石母田氏は、この場合第一の視点から一步ずつ、唐宋の農民叛乱に見られる大規模性とその激烈さ、そしてその支配階級に与える打撃の強烈さが、日本の場合と異り地主的領主層を恐怖状態に陥れた。かような農民層の強大な革命的エネルギーに対して、地主的領主層はより強大な権力機構を対置せざるを得なかつたのであり、ここに強大な中世的王権が成立するのではないかとして中国の中世的王権強化への必然性の問題が出された。（「国家権力の諸段階」二九五〇、一〇、二五）

従つて問題を一步深化せしめるならば次の問題として（一）かような権力形態によつて体现される経済外的強制の貫徹の形式（二）いわば超越的姿勢をもつて現われる王権と地主的領主層の具体的な關係が追求されなくてはならぬであらう。

二

それでは以上のような問題ほどのように解決されようとしているであらうか。これらの問題の解決の緒は、周藤吉之氏の精力的な研究によつて見出される、したがつて主として周藤氏の研究を中心に見てゆき度いと思う。

第一の問題については周藤氏の「宋代の佃戸制―奴隸耕作との關係に於いて―」（歴史學研究一四三号）宋代における莊園の管理について（東洋學報）仁井田陞氏の「中国社会の「封建」とフェューダリズム」（東洋文化）などが挙げられる。

地主所有地は主として莊園として經營せられたが、それは直營地と小作地とに分れている。かような地主所有地の耕作は主として次の四つの労働形態によつて行われた。（一）奴隸（二）佃僕（三）佃戸（四）雇傭農。このうち直營地は主として奴隸乃至雇傭農によつて耕作されたが、小作地は佃僕及至佃戸によつて耕作され、この小作地が莊園の大部分乃至全部を占め、地主―佃戸の關係が基本的關係であつた。周藤氏によれば佃戸は次

のような諸特性をもっている。

(1) 佃戸制における佃戸の地主への隷屬はより直接的であり、その形態には地域的偏差が見られとくに四川においては強い奴隸的な隷屬関係におかれていた。

(2) 佃戸は一応自家からばなれて独立の自己の農業経営をもつ主体であつた。しかしその独立性の現実的内容は、自己の生産要具すら持ち得ず、農具、役畜、種糧、家屋等を地主から給与せられて始めて生産に従事することをうるといふような、極めて薄弱な独立性しか持たぬものが多かつた。しかがつてかような薄弱な独立性の上に地主との債務關係が生じ佃戸の強度な地主依存が結果する。この場合地主によるかような生産要具の給与は、その生産手段提供の割合によつて生産物の分配の諸比率が決定せられる。かような事情は一応佃戸の独立性を前提とするものであつたが、むしろかような佃戸の外視的独立性こそ地主の收奪をより徹底的なものとするための手段に転化されており、地主への身動きならぬ隷屬をより一層つよめた事は注意されねばならぬ。

(3) 佃戸の小作料は現物納から金納に及ぶ種々の形態及び分益、定額の形式があつたが、一般には地代として五〇%—六〇%が支払われ、生産要具を給付された場合はさらに高率なものとなつた。かような生産の必要労働部分にも喰ひこむような高率地代と、その上地主による高利貸の收奪は佃戸を債務奴隸的地位に陥れた。

(4) 佃戸は「随田佃客」として土地と共に売買せられ、自由に賃入れする事ができた。当時奴隸売買は形式的には法律によつて禁止せられていたが、かような佃戸の現実は、良

民、自由民としての正当な人格と独立性とを認められたものと考え事は到底できない。

(5) 佃戸の移転の自由は殆んど認められておらず、逃亡したものもは原則として州県官によつて旧貫に押還せしめられた。とくに前記のような薄弱な独立性しか持ち得なかつた佃戸は、一度の天災によつてもその生活の再生産を破壊せられた事はいうまでもなかつたが、地主はこれに対して恩惠的(一!)な救恤をなすことによつて佃戸の流移逃散を防ぎ労働力を確保しなければならなかつた。しかも

かような救恤はしばしば佃戸を益々身動きならぬ隷屬に陥れてゆく手段に転化した。

(6) 佃戸はかような地主に対する隷屬の他に、さらに公民として國家に対する丁徭、科敷、雇役等の負担を負わねばならなかつた。

(7) 佃戸は地主に対し「顛管雇役。視以奴僕」といわれるような一種の賦役的な性質をもつ労働負担をなさねばならなかつた。これは周藤氏によつて四川、湖北、湖南等の事例が指摘せられている。

(8) かような佃戸は系統的には奴隸—佃客—佃戸という生長の過程をもっている。

以上のような佃戸のもつ諸特徴は、佃戸が一応現実的には独立の小生産者としての發展の方向をもちながら、地主に対する隷屬がより直接的なものとして現われて來ていること、そしてそのような佃戸の独立性の薄弱さが地主に対する隷屬を一層悲惨なものに陥れている事を示している。勿論佃戸とか客戸とか或はその他の名称で呼ばれている小農民は、それ自体多様な存在形態を含むものであり、一律にこれら特徴づけることは危険であり、且地域的な發展の偏差を考えなければ

ならないであろう。しかし一応ここに示されている佃戸の諸属性はそれが明らかに封建的小農民であつた事を示しているのであつて、自由民—良民なる法律的规定の内に含まれる階級的性格を規定するものとして理解すべきであろう。かような佃戸の階級的性格は地主的領主層の性格をもこれと同じ程度の確かさをもつて裏つけている。佃戸はいわば奴隸—佃農—佃戸という發展をもつていたのであり、佃戸制すなわち中国の地主的領主制は奴隸所有者階級の自己改造転化として形成せられてくるのであり、その経営を徐々に農奴制に転化せしめ來つた一つの帰結であるかとも考えられる。この場合自己改造の過程に古代的権力との政治の問題が生起する。すなわち日本の歴史においては、奴隸所有者の莊園における名田経営の内部に封建的ワケラードとして小作制が形成せられる。名主的領主層は、いわば古代的権力によつては保護されてない新しい生産關係を自己の経営に發展させて來るのであり、それゆゑに自らの力で農民支配を貫徹しなければならなかつた。同時にかような名主的領主層の生長を古代的論理

によつて抑圧しようとする莊園領主に対しても自らの力によつて闘わねばならない。ここに名主層が自ら武装し、とに自農民層の生長の上に新しい生産力を担う地主制を貫徹するために小農民と共同して古代権力との闘争、その打倒にむかう必然性、日本における古代社会から中世社会への変革過程の運動法則がある。だが中国の場合封建的關係の急速な發展の前に、唐朝権力の基礎が大きくゆすぶられたことはいうまでもない。このことは唐朝がなした兩稅法租稅体系への轉換をうみ出して來る現實の基礎をなしているのだが、そこでは古代権力自体がすでに自己改造をなしつつある事を認めなければならぬ。この場合地主對農民の階級闘争が日本の場合に比して著しく前面に押し出されて來る。すなわち農民の階級闘争が日本の場合のようにいじけた形によつてではなく、すべての抑圧者を顛覆しようとする激しさをもつて現われてくる。唐宋の黃巢、王仙芝の叛亂の強大な革命的エネルギーはこの事を示している。この場合地主的領主は、この農民の強大なるエネルギーの前に古代的権力と妥協しこれと共同して農

民の闘争を臣伏しようとしたのである。われわれはこの場合中世から近代への変革におけるブルジョアジーの役割を想起することができる。彼は下からの階級闘争に恐れて、自己の否定すべき封建的反動とも妥協し、更に古めかしい王權をも階級支配の道具化し、あらゆるものを動員して労働者及び農民らの闘争を鎮圧しようとするのである。中国の地主的領主は古代的権力と結合することによつて階級支配を確立せしめようと努力する。古代権力に對する闘いがそれに反對するすべての階層によつて行われる時はじめて、その過程を通じて地主的領主は自らを独自の権力者として確立することが出來た。だが古代的権力に對する闘いが新しく生長する諸階級の同盟の上に行われえない時、すなわち地主層が古代的権力と同盟しつつ封建支配を貫徹しようとする時、農民は自ら單獨で階級闘争を遂行せざるをえないのである。ここに古代社会から中世社会への変革過程における指導と同盟の問題がある。東洋の古代国家の中から中国の中世社会への發展分岐がある。中国史の場合、古代から中世社会への変革過程における

諸階級の指導と同盟の特殊な在り方、そういった特殊な古代末期の政治的、階級的力関係が中国的封建社会への途を展開していつたと考えなければならぬであらう。それは何よりも名主の古代家族の關係からすでに解放されて、薄弱ながらもその独立性を獲得している小農民の革命的エネルギー、階級闘争の強さを考えしめるのである。

それゆゑ王権そのものもついている現象的な古さにも拘らず、中国の甲世社会は王権を現実要求していたのであり、その強化された王権―独裁君主の威容こそ、まさに農民の生長、強さを如実に反映するものに他ならぬと思う。こういった基礎の上に集権的官僚制が階級支配の機構、そして皇帝の職業的軍隊が階級支配権力の道具として生み出されてくるのであると考えられる。

第二の問題に関しては、先ず周藤氏の「宋代官僚制と大土地所有」(社会構成史大系)、宮崎市定氏の「東洋的近世」、佐伯富氏の「宋代における重法地分について」(羽田博士頌寿記念東洋史論叢)、大崎富士夫氏の「宋代の義役」(史学研究記念論叢)、拙稿の「宋代解

州官營墾業の構造―その支配と隸屬」(史林三三の六)などが挙げられる。

周藤氏らによれば、(1)宋代の官僚制が当時地方において新に勃興した豪族を結集したものであり、結集の手段として家柄門閥によらぬ科挙制による官僚の登用が行われ、ここに新しい支配階級としての形勢官戸が形成せられた事。(2)かような官戸はその種々の特権特に免役の特権を利用して土地集中を行い、ここに官戸による大土地所有が發展した事。(3)かような官戸の大土地所有は莊園として經營され南宋に入るや莊園制が一般化したことを実証するとともに、(1)については更に官僚制は北宋の中期、仁宗朝にほぼ確立し、同時にその頃から江南の開墾によつて南方の經濟力が増加し南方官僚の進出が目覚しく、ついに神宗朝になると南方官僚と

北方官僚の政治的対立、すなわち新法党と旧法党の争覇を生んでくることを指摘し、(2)においては官戸の大土地所有の發展につれて云わば超越的權威としての皇帝権と官僚地主のもつ地主的支配力との対立が限田政策をめぐる政治的問題として展開されてくること、

(3)では莊園が佃戸や奴隸或は雇傭人によつて耕作され、管莊、管人、管僕などの莊園管理人によつて凡てのことが管理され、甲頭をおいて組織的經營が行われていた事、更に莊園が直當地と小作地とに分れ、特に佃戸によつて耕作せられる小作地が主要であつたことを指摘しておられる。

松平新八郎氏は以上のことから次の様な見通しを述べた。(古島利雄「東洋的近世と封建主義への傾斜」―歴史評論―一九五一年一月)

(1)科挙制度を通じて地方豪族たる形勢戸が急速に官僚層を形成してゆく事実。しかも執政というような中核的な地位に上昇しうることは、古代的な諸關係が少くも唐宋五代の間に崩壊し去つた事をその前提として考えしめる。

(2)従つて形勢戸の過渡的な政治権力の集中として現われた宋朝は、形式的に古い集権的な体制をとらなければならなかつた。しかも形勢戸を基盤にして成立した政治機構がやがて特権的な官戸を生み出し、官僚制自体の動きをとるに至つて限田政策とい

う形でその生長を抑える動きとなつた。
 (3) 均田制の崩壊によつて古代的支配の繩絆を脱した自由農民層は、所謂浮客、客戶、莊客の如く土地の寄進、典売等の形によつて、漸次地主と封建的な收取關係を結び、形勢官戸の権力的基礎を形成していつた。

すでに第一の問題で触れたところであるが、中国の中世史における統一の支配機構としての集権的官僚制及びその頂点に立つ王権は、單なる古代の残存物ではなく、中国中世特有の支配機構であることが一応こゝに確認されている。すなわち中国中世の地主的領主層の典型は官僚的地主であり、それは官僚制におけるヒエラルヒーを形造りつつ強大なる王権に統一されている。従つてかような官僚地主の強制力の權威はいうまでもなく王権に体现せられているのであり、その支柱となすものはいうまでもなく皇帝の職業的軍隊であつた。この事は農民の革命的エネルギーの前に、自己を明確な中世的政治勢力として結集しえず、農民の同盟者たりえない地主的領主層が、封建的アナキの中に自己の中世的支配力を打ち出すことを否定したことの必然的

結果であつたといえる。同時に宋朝の国家權力がかような地主的領主層の興望を担つて出現する前提でもあつた。従つてかような宋朝の王権を、封建社会の崩壊期を特徴づけ、その胎内にはすでに資本主義的ウケラードを含んで復活してくる絶対主義王権と等置することは出来ない。たゞい兩者が、基本的にはなお封建的諸關係の上部構造としてあつたとしても、そこには下部構造における段階な相違が認められる。このことを無視するならば、中国の歴史において偉大な革命力を發揮し來つた農民の役割を認めえないのみならず、ひいてはかような農民のみならず、そのような近世的關係の發展があつたとしても、そのような市民達が農民とともに近代社会を作り出しえなかつた愚かさや嘲笑しなければならなくなるであらう。こゝにわれわれは歴史の上に人間はつねに自らの解決しうる問題を問題として現われることを想起しなければならぬ。次に私が問題とし追求したのは、以上のような官僚制に体现せられる国家權力が、權力の維持のために、その道具として存在する職業的軍隊及び強大な權力機構とを保

ちつつ階級支配をつづけてゆくための問題として、専売制の問題を取扱つたものであつた。軍隊に支払われるべき給与は銅錢によつて為されたが、その銅錢收入を確保することに統一國家における専売制の根本問題があつた。そしてそれは唐の府兵制の崩壊に伴う節度使の傭兵から宋朝の軍隊につながる職業的軍隊の必要がもたらす必然的な結果であつたといわねばならぬ。そしてそれが近世的基礎の上になされたものでなかつた事は、かような専売制の必要が何ら新しい基礎の上に行われたのでなく中世的關係を再生産していることによつても明かな事だと思われる。更に宋代における集権制を以上のように考えることによつて大崎氏によつて追求された漢後の問題、すなわち形勢官戸が鄉村に対する統一の權力の浸透を排除しつつ、いわば分権的な鄉村支配を貫徹していつた事實を位置づけることができであらう。かような官僚地主の分権的傾向こそすでに大きな制約をもつものとしてではあつたが中世的封建領主の分権的性格のほのかに自己主張であつたと見なければならぬのである。そしてそれゆゑにこそこの分

権的傾向が統一的なものとして發展して來て
いる宋朝の中世的政治權力を弱体化してゆく
のだと指摘される理由があるのではなからう
か。

三

周藤氏の研究を中心に中国における中世社
会に關して、われわれは以上のような大まか
な見通しを立てることができようであらう。し
かし、かような見通しに立つとき、更に解決
すべき幾つかの新しい問題が諸研究そのも
の、中から導き出されてくる。

第一に佃戸制に關して、周藤氏が佃戸制の
發展における地域的偏差を指摘されたのは正
しい。だがそれとともにその地域的差異が統
一國家内でのように統一され包含されてい
つたかという問題である。周藤氏はこの問題
についても若干の問題を考えているようであ
る。それは官僚制の確立の過程に新法党及び
旧法党の政治的争いとして現われてくる南北
官僚の対立である。氏はその根本的な原因を
江南の開墾による生産力の上昇、そして經濟
力の増大に基くと考えている。ところでこの
江南の開墾とは何ういう事であらうか。そし
てそれと共に江南官僚、福建官僚の進出が著

しくなつて來る事は注意されなくてはならな
いであらう。何故ならば、官僚の増加という
現象はすなわち地主階級の形成を意味するの
と思われ、そしてかような新しい地主階級の生
長、それは後進地域の農村社会における階級
關係の變化發展なくしては斷じて行われえな
いからである。従つて急速に發展してくる新
しい地主の裏には、農村社会におけるはげし
い動搖、階級分化の過程があつた事が容易に
予想されるが、かような階級分化が、江南の小
農民を分解せしめて新しい地主層、官僚地主
の支配下に吸収せしめていつたものと思われ
る。この過程に現われた農民の階級闘争の集
中の表現が、福建における方臘の叛乱であり
湖南における均産教一揆ではないかと考え
る。たとえ均産教一揆はその指導者は鍾
相、楊太らの土豪、すなわち領主層であり、
彼は原始キリスト教的無階級社会を理想とす
る均産教を媒介として農民を結集している。
すなわちこの一揆の集中的要求は、「均貧
富」であり「等貴賤」であつた。そこには当
時の江南、福建等新官僚の出身地における社
会的矛盾の激化が示されていると同時に、方
臘や鍾相、楊太らの土豪が、農民層の要求を
自己のスローガンとして掲げてくるような階

級的變動がもたらされていることを考えなけ
ればならぬであらう。このように考えるなら
ば、いわゆる江南官僚の進出、そしてそれと
華北官僚の対立という現象を生んでくる背後
には、後進地域の開墾をめぐつて階級闘争の
新たたな進展、社会の動搖と發展があつた
ことをみとめざるをえないのであり、單なる
經濟力の増大の結果として理解する周藤氏の
見解に對して、にわかには賛成しかねる理由
がある。かういつた問題をふくんで登場して
くる江南、福建の官僚は、したがつて官僚支
配の遂行において新しい問題を担いつつ現わ
れて來ている筈であり、それが政治的改革を
遂行し、彼らの意識に照らして官僚制の發展
と強化とを實行しようとするのであらう。江
南と華北官僚のこいつた相違が新法党と旧
法党という集中な表現をとつて顕現してくる
のであらうと思ふ。とくに官僚地主が江南に
おいて典型的に發展してくるという周藤氏の
指摘は、その背後にまさに以上のような内容
をもちつつ行われた變革を考えしめる。さら
にこの發展の地域差と關連して客戶の問題が
あると思ふ。これは元豐年間の統計によつて
主戸と比較し、全体の百分比を出せば次の表
のようになる。

京畿路	22%
京東西路	30
京東東路	42
河北東路	23
河北西路	27
河東路	19
永興軍路	39
秦鳳路	32
成都府路	26
利州路	42
潼川路	48
夔州路	63

京西南路	53%
京西北路	45
淮南東路	34
淮南西路	42
浙南路	20
江南東路	18
江南西路	34
福建北路	46
湖北北路	56
湖南南路	45
南東路	38
南西路	26

以上の事実からわれわれは次の三つの問題を提出しよう。(1)宋朝における地主的領主制の地域的偏差。特に江南的領主制と華北的領主制の相違。(2)南方におけるいわゆる開墾、官僚地主の發展と社会關係の變化發展。

(3)かくて種々の形態をもつて成立する佃戸制の諸形態の把握。

(4)農村社会に於ける權力の所在とその具体的な現われ方すなわちたとえは水利問題をめぐつての官僚地主と豪族の地主と小農民との關係。これらの諸点を明かにすることによつて中世的国家權力の性格が把握されうるのではないかと考えられる。この事を明かにすることによつて周藤氏が看過している形勢戸士豪の基本的性格が明かになるであろう。

し、また武力を生み出して来ず、しかも差役に充てられる形勢戸の中世社会における地位を理解し、進んで限田法という權力による官僚地主の抑圧等の問題に深化してゆく事ができると考えられる。

更にこのような背景のもとに、先に氏も指摘されたようなとも角中世的封建的領主の有する分権的傾向に対する支配階層のイデオロギーとしての宋学の論理が形成せられるのであると考えられる。すなわちそれは古代王権に対する徹底的な批判としてではなく、いわば太極図説に示されているような、王権のイデオロギーの合理化が、よく全面に押し出されて来る。ここに中世王権が再確認されるイデオロギー的表現を見出すことができるのである、そのイデオログとしての朱子が現われると考えられる。こういつた社会的背景のもとに朱子の性理学が生れてくるのであり、彼が現実の社会で下級官吏として実行しようとした経界法の失敗が、彼の性理学、当代社会に対するイデオロギー的批判として出されてくるのであり、朱子学が宋朝において伝統の問題として容れられぬのも、その根本的原因はそこにあるのではないであろうか。更に話は前後するが、先の新法の問題を今一

度検討するならば、官僚制の確立期の人物、江南出身の新官僚としての王安石が強行しようとする政治改革、その目的とした富国強兵策の内容を検討するならば、対外的ないわば漢族独立の危機を契機とし、保甲法などを実施して国内的統一を強化することを主眼としている。いうまでもなく対外的危機感は何よりも国内の問題を中心に、その分裂への危険から直接みちびき出されてくる危機感であつた。従つて王安石の場合この危機の克服は、対外的危機を前に国内における階級対立を一定程度緩和するとともに、支配權力を全土に浸透し、農民支配を強化するものとして現われてくる。保甲法の実施はその端的な表現であらう。

こうして中国の中世社会は古代社会の崩壊の諸事情の特殊性から、日本のような方向に進まず、独自の集権的官僚制の確立へと進展してゆくのである。

中国史における二つの中心的問題に関して現在の研究成果はほぼ以上のような見通しを可能ならしめる。従つて今後の問題として残されている課題は、中世社会の法則性を、かような民族の多様性をもつて展開せられる中国の中世社会の運動法則の中に具体化してゆく事に他ならぬ。(一九五・一七・三)